

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 4 ひとり親家庭の自立を図ること 施策目標 4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
	政策の達成目標	ひとり親家庭が安心して貸付金を借りることや、給付金を受給することができる環境を整え、その自立の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	・自立支援教育訓練給付金：支給件数：2,459件（令和元年度） ・高等職業訓練促進給付金：支給件数：7,348件（令和元年度） ※ひとり親家庭住宅支援資金貸付は令和3年度から開始したため、まだ実績が出ていない
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ひとり親家庭が安心して貸付金を借りることや、給付金を受給することができる環境を整え、その自立の促進を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（164億円）の内数） ○高等職業訓練促進給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 （母子家庭等対策総合支援事業（164億円）の内数） ○自立支援教育訓練給付金 ひとり親が教育訓練を受講する際の受講料の支援を行うことにより、資格取得を容易にすることを目的とする。 （母子家庭等対策総合支援事業（164億円）の内数） ※予算額はいずれも令和4年度概算要求のもの
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	中長期的なひとり親の自立支援の観点から、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の拡充等に取り組むとともに、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度（予算措置）を設けている。 本要望では、ひとり親の自立を促進する観点から、これらの受給した給付金や、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置を要望するもの。

	要望の措置の 妥当性	自立支援を目的として貸し付けられた住居費等の返済の免除益や、給付金受給に係る税負担等が自立の妨げとならないよう、非課税等とする必要がある。なお、住居費の返済の免除益が非課税となっている制度としては、児童養護施設退所者等自立支援資金の返済免除益の非課税措置がある。
--	---------------	---